平成２１年（フ）第８５３号
北九州市八幡西区清納１丁目３番30号
債務者　山田起美子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９５２号
北九州市小倉北区須賀町21番２―403号
債務者　緒方　博則
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０５１号
北九州市八幡西区小嶺台１丁目12番５―301号
債務者　中﨑富士男
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０６７号
北九州市八幡西区幸神２丁目９番４―304号
債務者　杉野　雅朝
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９４号
福島県白河市表郷八幡字宝口100番地、前住所栃木県下野市下古山442番地コーポブルースカイ102号室
債務者　橋本　　剛
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第２８号
長崎県雲仙市千々石町己650番地１
債務者　里見　廣海
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第５１６号
青森県上北郡野辺地町字中小中野37番地２
たかば荘２号
債務者　横川耕子こと　崔　　耕子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
青森県弘前市大字松原東４丁目14番地１　打越住宅２号
債務者　三上智恵子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２６２号
青森県弘前市大字田町１丁目８番地３
債務者　佐藤　榮子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２６５号
青森県弘前市大字堅田字神田500番地17
債務者　対馬　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２６６号
青森県弘前市大字八代町10番地39
債務者　小山内由香里
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第４７号
長崎県松浦市今福町寺上免476番地２
債務者　福浦ふみえ
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
長崎県平戸市田平町深月免667番地１、従前の住所長崎県平戸市田平町深月免144番地47
債務者　深浦　美和
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
長崎県松浦市志佐町浦免1358番地　千北ビル201号、従前の住所長崎県平戸市田平町深月免69番地１
債務者　松本久美子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
長崎県平戸市神上町101番地
債務者　嵜本佐枝子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目６番２号　オアシスカリーノ103号室
債務者　大井　郷子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１６８号
沖縄県沖縄市胡屋４丁目26番30号
債務者　湧田　芳子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１４８号
栃木県足利市山下町1364番地７
債務者　万年　義弥
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部